

植物遺伝資源をめぐる最近の状況

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協

石川 君子

1. 遺伝資源をめぐる最近の動き

遺伝資源に関する議論は、30年以上にわたって、FAO（国際連合食糧農業機関）を中心に進められてきた。当初は、遺伝資源は「人類共通の財産」とされ、遺伝資源へのアクセス（入手）は、基本的にフリーであった。その後、世界的に熱帯林の急速な減少と砂漠化の進行、遺伝資源の滅失の加速化等を背景に、1992年5月に「生物多様性条約：CBD：Convention on Biological Diversity」が採択され、1993年12月29日に発効したことにより、従来の考え方が大きく転換した。

この条約の前文には、「各国が自国の生物資源について主権的権利を有する」ことが明記され、第1条により、この条約の目的は、「生物の多様性の保全」、「その構成要素（遺伝資源）の持続的な利用」及び「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」とされた。現在、締約国は、日本を含む192カ国及び欧州連合（EU）であり、多数の開発途上国がこの条約を批准しているが、米国は未だ批准していない。

2. 生物多様性条約の成立から名古屋議定書の作成まで

CBD条約の交渉過程では、遺伝資源の提供国となる開発途上国側と、利用国となる先進国間で厳しい利害の対立があった。近年の特許等の知的所有権強化の流れに対抗して、利益配分を強く主張する開発途上国に対し、先進国側は、製薬業界等のバイオテクノロジー産業が影響を受けるとして強く反対した。結果としては、国際的な合意形成のためにあいまいな条文が残され、枠組みはできたものの、各国の国内体制の整備が遅れ、遺伝資源の入手に支障が出ている。

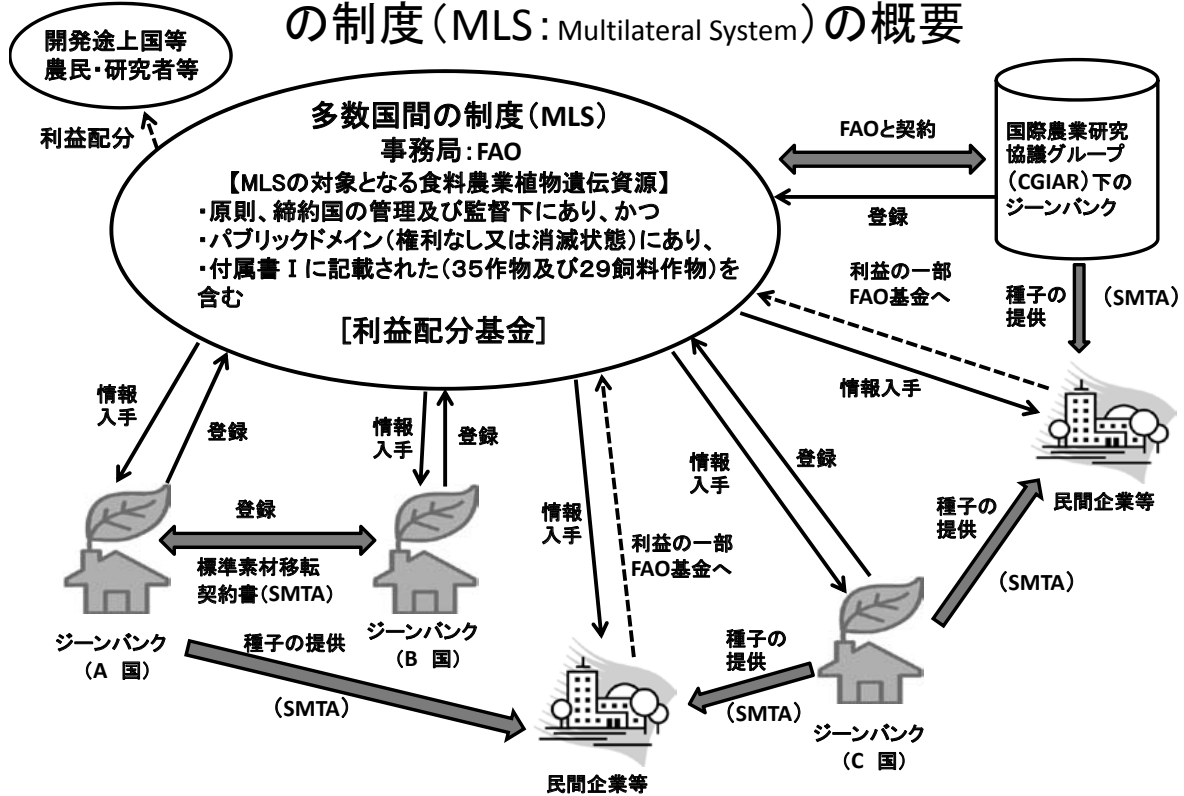
我が国は、条約上の義務を履行するため、1995年に「生物多様性国家戦略」を策定（2002年改訂）し、国内法として鳥獣保護法、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、カルタヘナ法、特定外来生物法及び生物多様性基本法を順次整備した。しかし、これらの法律には、遺伝資源へのアクセスや利益配分に関する規定は含まれておらず、CBD条約の義務を履行するためには、不十分なものであった。

このため、条約は発効したものの、遺伝資源へのアクセスは停滞し、途上国側から、条約発効後も遺伝資源の利用から生ずる利益配分が不十分であるとの主張があり、より拘束力のある法的枠組みが求められた。2000年に遺伝資源の取得の機会の提供と利益配分（Access and Benefit Sharing：ABSという）に関する作業部会が設置され、検討が進められ、2010年に愛知県名古屋市で開催されたCBD条約の第10回締約国会議において、ようやく「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が採択された。名古屋議定書の検討においては、法的拘束力のある利益配分の枠組みを求める開発途上国に対し、先進国側は、遺伝資源の入手手続き（アクセス）の明確

遺伝資源に関連する国際条約等の考え方の変遷

- 1961年 UPOV条約（植物新品種保護国際条約）成立
（'68発効）「新品種の育成者の権利を認める」
- 1983年 FAO植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ決議
「植物遺伝資源は人類共通の財産」
- 1992年 生物多様性条約（CBD）成立
（'93発効）「各国は遺伝資源に対する主権的権利を持つ」
- 2001年 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）成立
（'04発効）「CBDと調和したより簡便な入手と利益配分の仕組み導入」
- 2010年 名古屋議定書採択
（未発効）「法的に拘束力のある利益配分等の仕組み作成」

食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR) の多数国間の制度 (MLS : Multilateral System) の概要



化を求めた。

名古屋議定書は、50カ国が批准したのち3カ月で発効する。現在の批准国は、エチオピア、インド、ラオスなど9カ国であり、まだ発効していない。日本は、批准するための国内措置の検討を、環境省を中心に進めている。名古屋議定書の検討においても、開発途上国側と先進国側の意見調整が進まず、結果として、文言上の操作により、あいまいさを残した決着が行われた。名古屋議定書では、遺伝資源を取得するには、利用希望者が、提供者の事前の同意 (PIC: Prior informed consent) を得た上で、利益配分に関する合意条件 (MAT: Mutually agreed terms) を作成して、提供国に審査を申請しなければならない。この審査は、提供国の法令に基づいて行われる。

3. 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR) の成立

CBD条約の発効後、FAOでは、食料用の作物については、持続的農業の発展と世界の食料安全保障を

図るため、CBD条約との調和を図りつつ、より迅速に簡便な手続きで遺伝資源が利用できるように検討が進められ、2001年に、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約: International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR」が採択され、2004年に発効した。これにより、この条約のクロップリストに登録された、イネなど35作物、29牧草種については、アクセスと利益配分がより簡便に行えるようになった。ITPGR条約は、自然の生息地ではなく、各国の公的なジーンバンクにおいて保全されている植物遺伝資源を、育種等の研究用に利用するための仕組みである。多数国間の制度 (Multilateral System: MLS) で、世界共通の契約の様式 (SMTA: STANDARD MATERIAL TRANSFER AGREEMENT) が定められており、PICやMATを得るための交渉の必要がない。また、利益配分についても、商業的利益が発生する場合には、その利益の一部をFAOの基金を通じて開発途上国に配分するという仕組みとなっている。さらに、育成された品種が一

生物多様性条約(CBD)と 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の比較

	CBD	ITPGR
対象	<ul style="list-style-type: none"> 植物、動物等全ての遺伝資源 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての食料・農業植物遺伝資源(現在の対象植物は、イネ、コムギ、トウモロコシ、リンゴ、イチゴ、アブラナ科野菜など35作物及びマメ科牧草、イネ科牧草など29牧草類) ダイズ、トマト、キュウリ、花きなどは除外
入手 (アクセス)	提供国との個別の交渉による <ul style="list-style-type: none"> 入手の事前同意(PIC)を得た上 利用形態や利益配分に関する契約(相互合意条件:MAT)を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 入手の事前同意(PIC)は不要 あらかじめ定められた共通の契約ひな形(SMTA)を使用
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> 相互合意条件(MAT)に基づき実施(一般的には提供国に対して支払う) 	<ul style="list-style-type: none"> 商業化により利益が生じた場合は、FAOの基金に対して、利益の0.77%を支払う。

般に販売され、育種素材として自由に使えるようになった場合(UPOV制度により品種登録された場合等)は、義務的支払いから免除される(任意の支払いは奨励される)。

日本は、当初、特許や品種登録等の知的財産の取得を制限する条文規定の解釈が曖昧だったため、米国とともに、採択を棄権した。一方で、EU等の他の先進国は、自国内の特許制度等に影響がないと解釈して、批准した。さらに、名古屋議定書より先にITPGR条約を批准した場合、この条約のリストに載っている植物については、名古屋議定書の適用から除外され、簡便な手続きで遺伝資源を利用できるため、日本は、批准の手続きを進め、2013年6月に国会で承認され、2013年10月28日から加盟国となる。担当は、農林水産省である。

4. 名古屋議定書の批准に向けた議論

名古屋議定書は、環境省が担当当局であり、2012年の9月から、関係業界代表や研究機関等の委員(座長は、上智大学大学院の磯崎博司教授)による、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」が開催されており、

本年9月までに12回の検討が行われた。農林水産省関係では、タキイ種苗株式会社の寺田雅一法務課長が委員となっている。筆者の所属する公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)は、植物品種保護戦略フォーラム(会員約200社/者)の事務局を担当しており、農林水産・食品産業関係者への情報提供、意見集約等を行い、寺田委員を支援している。農林水産省の関係課は、大臣官房環境政策課及び食料産業局新事業創出課である。

検討会では、第11回までに、国内措置のあり方に対する検討委員からの意見・要望を論点整理として取りまとめ、第12回から、環境省自然環境局長への報告書のとりまとめに入った。今後、報告書の素案が取りまとめられたところで、パブリック・コメントのために公表され、幅広い関係者の意見を聴取した後に、報告書として取りまとめられる予定である。

この検討会には、外務、農林水産、経済産業、文部科学及び厚生労働の各省がオブザーバーとして参加しており、それぞれが関係する委員を送り出している。遺伝資源と一口に言っても、微生物から植物、動物まで範囲が広く、また利用形態も、学術研究から医薬品・

標準材料移転契約(SMTA)の主な内容

【提供者の権利と義務】

- 無償又は最低経費以下の有償で、遺伝資源を迅速に提供すること(SMTA第5条(a))
- パスポートデータその他の秘密でない情報も併せて提供すること(SMTA第5条(b))
- 締約国会議に対して、締結した契約について通知すること(SMTA第5条(e))

【受領者の権利と義務】

- 遺伝資源は、研究、育種又は教育の目的のみに利用すること(SMTA第6条第1項)
- 受領したままの状態での遺伝資源又はその遺伝的部分・構成要素に対するアクセスを制限するような知的財産権等を取得しないこと(SMTA第6条第2項)
- 遺伝資源を第三者に移転しようとするときは、新たに同内容のSMTAを締結し、その条件において移転すること(SMTA第6条第4項)
- 成果物について取得した知的財産権を第三者に譲渡する場合は、当該契約の利益配分義務を併せて移転すること(SMTA第6条第10項)
- この素材を含む植物遺伝資源である産品を商業化する場合は、売上高の0.77%を利益配分基金に支払う。ただし、当該産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合を除く。

※「産品」には、食料、飼料又は加工のために使用されるものは含まれない。

化粧品等の製造や新品種の開発など多様で、業界ごとに状況が異なる。CBD条約及び名古屋議定書の表現の曖昧さや、国内措置を定めた国がまだないこと等から、委員会は、毎回紛糾し、5～6時間にわたる激論が戦わされている。この、委員会の報告書は、国内措置そのものを定めたものではなく、報告書を受けて、次の段階として、国内措置の条文が作成されることになる。

5. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方

検討会における主な論点

- (1) 適用の範囲：取得及び利益配分に関して、名古屋議定書の規定を満たす明確で透明性のあるABS法令を整備し公開している締約国に限定すべき、また、対象とする遺伝資源は、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後に入手するものとすべき。
- (2) コモディティの扱い：原則として国内措置の対象から除外されるべき（育種や製薬目的で取引される市販品種や薬用植物の利用を除外する）。
- (3) 学術研究利用の扱い：遵守措置の対象から除外又は簡便な手続きとすべき。

(4) MATの内容に関する関与：MATの内容に履行については、国が関与すべきではなく、守られない場合には、民事訴訟等により対応すべき。

(5) ITPGRとの関係：植物育種については、ITPGRのリストに載っていない種類についても、多数国間の制度（Multilateral System：MLS）で使用される標準契約様式（SMTA：Standard Material Transfer Agreement）を使用して、取得及び利益配分（ABS）を実施している場合には、遵守措置の対象から除外すべき。

(6) ① チェックポイントによる監視：EUの規則案のように、商業化の前までに相当な注意義務を払っていることを届け出ればよいような柔軟な仕組みとすべき。

② 他のもとの交配した遺伝資源の監視の範囲：開発中の植物遺伝資源である中間物の監視については、ITPGRの定義に従い、成果物が生じた段階で行うべき、また、新品種のその後の利用については、遵守措置の対象から除外すべき。

(7) 国内の遺伝資源について主権を行使する必要性：国内PIC制度は行わない方が望ましい。